

令和4年度 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する
条例検討専門部会（第2回会議） 議事概要

- 1 開催日時 令和4年(2022年)9月12日(月曜日)
10時00分から12時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県庁本館2階 滋賀県議会第5委員会室
- 3 出席委員
大橋圭子委員、大橋博委員、岡田委員、崎山委員、田村委員、中西委員、水江委員、
山田委員（五十音順、敬称略）

4 内 容

- (1)開会
- (2)議題 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について
- (3)その他
- (4)閉会

5 議事概要

- (1)開会
健康医療福祉部次長あいさつ
- (2)議題 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について

(委員長)

条例名について、事務局の説明をお願いします。

○ 事務局から条例名の説明

(委員長)

条例名について、皆さんの意見をいただきたいと思います。

(委員)

条例の題目ですが、以前から申し上げておりますが、やはり「手話をはじめとする」という言葉に引っ掛かりがあります。

障害者の意思疎通を図るためのコミュニケーション条例という解釈でいいと思っています。

意思疎通を図るためには、聴覚障害の方なら手話、私たち視覚障害者にとっては点字が代表的なものですけれども、他にも音声を用いた録音図書等も使ったりしています。知的障害の方々も、別の意思疎通手段があります。

「手話をはじめとする」と書かれますと、手話がものすごく強調されることになります。障害者のコミュニケーションはとても大事なものです。障害者がこれまで生きてきて、これからも頑張っていこうという中で、意思疎通を図ることがとても大事な

ことです。それが生活を築いていく、一般社会に溶け込んでいくための大きな手段になります。それが手話だけという感覚をどうしても持ってしまふ。このことを重々考えていただきたいと思っています。

障害者全てのコミュニケーションを図る条例、意思疎通を図る条例だということを以前から強調しているのですが、そのことを考えていただきたい。

手話はもちろん大事です。手話をないがしろにするつもりはありませんし、無視しているということもありません。

色んな情報手段を考えていく中で、手話だけが条例名に入り、「手話をはじめとする」と書かれると、「手話だけが」というふうを受け止めてしまふ。あとで色々説明をされても、これは手話に関する条例だというふうな頭で見えてしまふという県民が多いと思います。

だから、障害者の意思疎通を図るための条例だということをもう少し強調した条例名にさせていただきたいと思っています。色々と申しますが、これは障害者全般の条例ということ強く強調したいと思っています。

(委員長)

他に御意見ございませんか。

(委員)

仮称についてですが、委員が第1回会議でも、また今日の会議でも意見を述べられましたが、資料をいただいてから、滋賀県ろうあ協会として、滋賀県手話通訳問題研究会、滋賀県手話通訳士会の方たちとも意見交換をしました。あわせて、私からの意見を申し述べたいと思います。

タイトルですが、「滋賀県手話を」という言葉がついています。「滋賀県手話」というふうには並べますと、滋賀県の手話、「滋賀県手話」というのはありません。そもそも「滋賀県手話」という言葉が元々ないということが一つです。

それから、手話の言語面を重点にしていない。つまり、手話言語の面と意思疎通手段というのが混在しています。明確に分かれていません。

私たちが要求しているのは、手話言語ということを中心に考えていただいて、手話言語条例を別に作ってほしいということを要望しています。

それから、「障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」とありますが、「利用」というのは、障害者が利用するという意味なのでしょうか？

それとも、県民あるいは聴こえる人たち、県民の方たちが利用するという意味なのでしょうか？

「利用の促進」という意味の捉え方が、県民が積極的に障害者にあわせて意思疎通手段の利用を進めていくというふうに理解するのかどうか。そのことをまず確認させていただきたいと思います。

また、「滋賀県手話をはじめとする」という言葉が入っていますが、馴染まないと思います。意思疎通と手話言語は別のものです。参考資料でいただいていますけれども、音声言語と手話言語、その他の形態の非音声言語が言語であると書いてあります。この条例は、意思疎通手段が重点になっていますので、委員の御意見どおり、意思疎通の手段を重点的にして進めていっていただきたいと思っています。

「手話をはじめとする」という言葉は取り除いて、別に手話言語条例を独立した条

例として作っていただきたい。そのことを要望いたします。

(委員長)

委員の御意見では、「滋賀県手話を」というところを書かず、別立ての手話言語条例を求めますということですね。

はい。事務局、お願いします。

(事務局)

まず、条例名の最初の「滋賀県」という言葉は、どこの条例かということを確認するためにつけているもので、例えば、手話言語条例のある鳥取県であれば「鳥取県手話言語条例」という名称にされているのと同じように、滋賀県の条例ということを示すためにつけているもので、「滋賀県手話」というものがあるということを行っているわけではありません。

利用について御意見をいただいております。県民が利用するためのものか、障害のある方が利用するためのものなのか。障害のある方が意思疎通手段を利用していただくにあたって、利用しやすいようにしていくということと考えております。もちろん、県民の方が利用していただける状況を作っていくということも非常に大事なことと思っております。

(委員長)

今、委員の中では、題名に手話を入れなくていいのではないかという御意見があります。

他に意見がございましたらお願いします。

(委員)

名称についてですが、とても長いと感じています。

盲ろう者にとっては理解しにくいものです。

ですから、もっと短くわかりやすい内容にしてほしいと思っています。

それから、「手話をはじめとする」という言葉ですが、私も少し抵抗があります。誤解を受けたら困るのですが、条例は分けて、意思疎通の条例と手話言語条例に分けて、この条例は、短く簡単な名称にしていきたいと思います。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

題目ですが、真ん中に「意思疎通手段の利用の促進」とあります。この条例は、障害者、難病の患者やその他色々な障害を持っておられる方がいますが、そのコミュニケーションをうまく円滑にしようという条例だと思います。

ここに「意思疎通手段」となっていますね。「手段」となると、「県民の皆さん、方法に目を向けてくださいよ。」となってしまって、正しく、なぜコミュニケーションが必要なんだという部分が抜けていますので、「意思疎通手段の利用の促進」という部分を抜いて漢字を足せば少し字数も減ると思いますので、いかがでしょうか。

(委員長)

委員も委員も、簡略化して、わかりやすい題目にしてはどうですかという御意見です。委員、いかがでしょうか。

(委員)

仮称については、前回の会議で、「障害者の文化を守り育てる」という部分が、一般の方にはコミュニケーションを指すとはわかりにくいという意見を述べさせていただきましたが、「障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」と変えていただいたことで、随分わかりやすくなったと思います。

ただ、委員が言われたように、「手話をはじめとする」という言葉が残っておりますので、手話の大切さはよく理解しているつもりですが、「はじめとする」という言葉があることによって、他のコミュニケーション手段のことが薄れているように感じます。

「手話をはじめとする」という部分をなくした方がいいという御意見もあがっておりますが、それでもあえて手話を名称に入れなければならないということであるならば、例えば、「手話を含めた」とか「手話ならびに」とか「障害の特性に応じた意思疎通手段や手話の利用促進に関する条例」とか、もう少し表現を変えてみる方法もあると思います。

(委員長)

一案でましたけれども、委員、お願いします。

(委員)

委員の皆さんから御意見をいただきました。手話に対する気遣いをいただきまして、大変ありがとうございます。

名称ですが、「意思疎通手段の利用の促進」という言葉を取る場合は、「意思疎通」だけが取れるのではないかと思います。

情報アクセスの面については、どこにあるでしょう。ここの中にはありませんよね。情報の取得ということも非常に大切だと思います。意思疎通の前にまず情報を得て、次に意思疎通、そして行動に移るというふうに段階を踏むと思います。まず情報がなければ意思疎通はできない。お互いの確認もできないと思います。

国の法律では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策」となっており、非常にわかりやすくなっていると思います。

委員からの御意見は本当にそうだと思います。手段だけというのは、非常に違和感があります。手段だけではないですね。ツールも含めるのかなと思いますし、あまり縛られると県民に対する理解というのは得にくいのではないかと思いますので、「情報の取得および意思疎通」という言葉を入れたらどうかと思います。

それからもう一つ、手話を入れるか入れないか、外すかどうするかという意見が色々ありましたけれども、そうではなくて私たちは手話言語という面、つまり言語面を非常に大切にしたいと思っています。

ですので、このタイトルからは手話言語を外して、手話言語条例を独立したものとして制定することをお願いしたいと思います。繰り返して申しまして申し訳ありませんが、検討をお願いいたします。

(委員長)

委員が手を挙げておりましたので、委員、お願いします。

(委員)

言いたいことについては、皆さんおっしゃったので、言いたいことがなくなったのですが、私が言いたかったことは、まずこの条例の目的が、「意思疎通手段の利用の促進」なのだろうかというところについては、もう委員からも出ているように、手段を利用促進するのではなくて、手段も利用促進するのだけれども、その次に意思疎通を豊かにして、さらにそれぞれの障害のある人たちの尊厳につながっていくようなものにしていくというようなことが目的であって、その一部分だけ、「利用の促進」だけを言う条例ではないのではないかと思っています。

ですので、全体の中には、先ほど委員が言われたように、情報の取得だとか、あるいは「利用の促進」の話も入ってきますけれども、大きな目的は、そういう今の障害のある人たちが置かれている社会の中の位置付けを基本的には変えていくというふうなことが大前提にあって、そこに向かって進めていく条例の一つだというふうなことになるのではないかなと思いますので、「手段の利用の促進」という部分はなくしていいのかなあと思ったり、委員が言われたように、情報取得だとか、国の法律の名称と同じようにしてもいいのかなあというふうに思ったりしていました。

もう一つ、「手話をはじめとする」という部分をどうするのかというのがあるのですが、一体的に考えていくということの大きな合意点については、基本的にはそういう障害ごとにおいて序列化をすとか、何か分け隔てる形の条例ではなくて、障害のある人たち全体に関わる条例であるということを考えたときに、「手話をはじめとする」ということが馴染むのかどうかというふうなことだと思っていました。

そう思うと、この「手話をはじめとする」については削除するべきではないかということと、委員から出ている手話言語条例、手話を言語であることに係る考え方や、手話言語条例をどうするのかについては、ここではいったん外して、大きな課題としておくというのが良いのではないかと思います。

(委員長)

委員から何かございましたら。

(委員)

各委員のお立場であるとか、様々な思いのところが出されているのかなと思って聞かせていただいております。

私の方からは、学校での経験から言いますと、障害や困難さがあることを否定的に感じる事のない環境の中で、自尊心や自己肯定感、自信を育み、意思疎通の豊かさや個々の尊厳を学び合う上で、学校の役割は大きいと思っています。

学校としてどのようなことができるかということを考えておりましたので、これまで出された様々な思いをどのように活かせるか、委員のおっしゃるように、条例名は端的にねらいがわかるものにするには一体どうすればよいのか、今この場ですぐにはアイデアがないのですが、学校としての役割はすごく大事であるということは、この場におりますと、またこの場になくても受け止めておりますので、この後もたくさんご意見を

伺いながら、お伝えしていこうと思っています。

(委員長)

条例名について、皆さん全員の意見をいただいたわけですから。

私自身も、この条例名については、ホームページを開けても、パッと条例名が出てしまいますので、その条例名を受け止める県民の方々がパッと思えるような条例名にしていけないといけないと思います。

専門部会では、委員からは、手話という固有名詞を削除してかまいませんよ、ただ将来的に手話言語条例を作っていたきたいという御要望もおっしゃっていただきましたけれども、皆さんの御意見として、手話に特定されるのではなく、全体のコミュニケーション条例であるということを強調したいという皆さんの思いで一致したのではないかと考えております。

条例名については議論をここまでとさせていただきます。よろしいでしょうか？

次に、前文に議論を移したいと思います。

委員から手が挙がりましたので、お願いします。

(委員)

委員長から話があったとおり、「手話をはじめとする」という部分を削除しても構いません。

ただし、条件付きです。

今年度は、情報コミュニケーションについて重点にさせていただいて条例を制定するという期間ですね。

次に、将来的ということではなくて、来年度中に手話言語条例を検討していただくということを前提に進めていただきたいという思いがあります。その意見を出したいと思います。

(委員長)

事務局、お願いします。

(事務局)

まず、情報取得についておっしゃっていただいている点については、今後検討させていただきますと考えております。

それから今ほど委員からいただいた意見ですが、この専門部会は、昨年度3月に合意しました施策推進協議会の結論を前提に開催しております。

昨年度3月の合意事項ですけれども、情報コミュニケーション条例と手話言語条例の一体型の条例を作るということで合意していただいております。

その上で、手話言語条例については、どこまで盛り込めるか、この専門部会の中で議論をしていただくということになっておりますので、我々としては、一体型条例、その上で、他府県の条例を拝見しますと、一体型条例には必ず手話という言葉が入っておりますので、条例名にも手話を入れて提案させていただいているところです。

条例名から手話を外す、それでも一体型条例であるということであれば、その議論は賜りたいと思いますが、今から手話言語条例を来年度に作るということであれば、これは一体型条例にはなりませんので、再び施策推進協議会の方で改めて議論をしていただ

く必要があるのではないかというふうに考えます。

(委員長)

今、事務局からおっしゃっていただきましたけれども、3月の施策推進協議会の結論である一体型条例を、できましたら来年4月に施行したいということは、皆さんが思っ
てらっしゃることであると思います。

来年度に手話言語条例を、ということの検討は、後に見直し規定という部分がありま
すので、今日はそこまで議論を待っていただきたいと思います。

それでは、事務局から前文の説明をお願いします。

○ 事務局から前文の説明

(委員長)

手話制約の歴史について、委員、いかがでしょうか。

(委員)

教育の場で、手話だけでなく、意思疎通というかコミュニケーション、社会とのつな
がりをもつ中で、障害の特性に応じた教育をどこまでできたかということについては、歴
史的なことを踏まえて、課題を踏まえて、今後どういうことができるかということは、教
育を提供していく立場から、しっかり押さえておかないといけないと思っております。

学校教育を受ける期間は、その人の人生を豊かにしていく上で、すごく大切な貴重な
時間であり、期間だと思っております。このため、どこまで教育が担っていくかが大事だ
と思います。

この条例の中で、「こういうことがありました」ということを明記していただくこと
については、そこを押さえながら教育に携わる者としては考えていくということが大切で、
事務局の方々も色々のご検討いただいて出していただいたこの案は、最後に共生社会の
実現に寄与していくということも書いていただいております、随分考えていただいた内容だ
と思っております。

(委員長)

知的障害者の就学免除・就学猶予措置についても、今回、この前文の中で配慮いた
だきましたので、私としては、この前文でいいと思っております。

他の委員は御意見いかがでしょうか。

(委員)

(1)～(3)がありますが、抽象的でわかりにくい文章になっていると思います。一般の
方が理解することは難しいと思います。

(2)で5つの権利のことが書いてあります。「重要性を理解するとともに、これらのこ
とは」と文章が続いていますが、「これらのこと」とはどんな意味なんでしょうか？その
辺りが理解しにくいです。

私たちは言語面に重点を置きたいのに、意思疎通の手段に引きずられてしまうわけ
です。何か言語性の部分が下に埋もれてしまうように思えます。

それと、情報アクセスの制約が書かれていません。聴こえない私たちにとっては情報

にアクセスできないということがあり、盲の方や知的障害の方、盲ろう者に関しても、情報アクセスについては書かれていません。直接的な意思疎通のことしか書いていません。それらも入れた方がわかりやすいと思います。

委員が言われたように、私たちは、ライフステージがあります。生まれたときから死ぬまでの期間、生涯ですね。普通に家庭や社会に参加するために、地域社会がつながりを持つこともとても大切なことです。それをつなげていこうと思ったら、情報アクセス+意思疎通が大切になると思います。その辺りがどんなふうに入っているのか、どういうふうに入れたらいいかを考えていただきたいと思います。

ですので、改めて言いますけれども、5つの権利と意思疎通が混在しているので、とてもわかりにくい文になっているかと思っています。別々にした方が一般の方にはわかりやすいと思いますので、やはり一体化するのは無理があるというのが結論です。別の形で作ってほしいと思います。話を戻すような話ですが、是非とも検討していただきたいと思います。

(委員長)

一体化の条例を検討するのがこの専門部会でございますので、今の委員のご意見は別立てで考えていくのであれば必要なことだと思っておりますが、一本化の条例骨子ですので、前文への御了解は、皆さん、これでいいということによろしいでしょうか。

(委員)

度々申し訳ないですが、関連していますすみません。

一体型に縛られるのは、かえってわかりにくいものになっていくのではないかと思いますし、理解が広がらないと思いますので、5つの権利は省いていただきたらいいと思います。手話言語そのものも省いていただきたらいいと思います。別の条例で設けていただきたらいいと思います。

(委員長)

では、委員からお願いします。

(委員)

ほとんど同じ意見ですけれども、委員が先ほど言われたように、5つの権利のところで「これらのことは全ての障害者に共通である」ということは何かということ、やはり手段とかツールの利用の話なんだと思います。

そういう意味で、先ほど委員は、言語性が埋めれると言われたんだと思います。手話が言語であるという意味が伝わりにくいというのは大きな課題の一つで、一体型でこのとおり進めるにしても、手話が言語であるということが埋もれてしまっているという課題は、今日確認しておく必要があると思いました。

(委員長)

事務局、よろしく願いいたします。

(事務局)

前文の(1)の2行目のところに「手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の

文化的所産であること」ということを明記させていただいておりますので、今、委員がおっしゃっていただいた手話が言語であるということは、こちらの方で明確に表現させていただいていることを補足させていただきます。

(委員長)

時間がちょうど1時間になりましたので、一度ここで10分ほど休憩をさせていただきますと思います。

○ 休憩

(委員長)

再開させていただきますと思います。委員からお願いします。

(委員)

事務局の説明で「手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の文化的所産であること」ということも、この条例は意思疎通だけでいいということで、そこも取り除いていいと思っています。情報コミュニケーション条例をきちんと作っていただいたらいいと思います。

あわせて、滋賀県ろうあ協会、滋賀県手話通訳問題研究会、そして滋賀県手話通訳士会、滋賀県手話サークル連絡協議会、4つの団体で学習会を開きました。一体型か、あるいは独立の条例を作るかということで学習会を開きました。

言語と意思疎通が混在している、その混在している条例で県民の理解を得られることは考えられないので、改めてそれぞれ独立の条例を作ってほしいということになりました。そして私たちの思いを皆さんに知っていただきたいと思って、それぞれ非常に短い時間ですが、思いを発言していただきました。ろうあ協会で編集をいたしましたので、申し訳ありませんが音声を入れられてはいません。今日、視覚障害の委員、盲ろうの委員がいらっしゃるので大変申し訳ないのですが、ろうあ協会としては音声を入れることはできませんので、字幕をつけております。その字幕付きの映像で私たちの思いをお届けしたいと思います。

○ 委員提出の映像資料を放映（事務局にて字幕読み上げ）

(委員長)

先ほどの議論の続きを行いたいと思います。委員、お願いします。

(委員)

前文についてですが、点字は平仮名になります。普通の文ではありません。平仮名になりますので、とても意味がつかみづらくなります。5つの権利という言葉があったのですが、やはりわかりにくいので省いていいと思います。手話で話をするとよくわかりますので、委員と同じように、一体化ではなく、2本別々に作っていただきたいということを言いたいと思います。

私だけではなく、盲ろう者すべてにとって理解が難しいと思います。簡単な言葉でわかりやすくしていただければいいと思います。

(委員長)

利用者の方、利用者の方を支援している方々がわかりやすい、そういう条例を望むということでした。

では、討議に入らせていただきます。

前文について御意見をいただきました。次に、目的については前回御意見もございませんでしたので、その次の定義の方に入らせていただきます。

それでは、事務局から定義の説明をお願いします。

○ 事務局から定義の説明

(委員長)

定義について、変更する部分、削除する部分、色々なご意見をいただきましたけれども。委員、お願いします。

(委員)

(1)のところに、口文字（くちもじ）という言葉を入れていただきたいと思います。

また、この「コミュニケーションボード」というのは、透明文字盤を指すのでしょうか？

(事務局)

コミュニケーションボードについては、色々あると思っております。文字が書かれたものや、「あいうえお」という文字だけでなく言葉が書かれたようなものも含めて、「コミュニケーションボード」と考えております。

(委員)

ALS の患者は、透明文字盤でコミュニケーションをとるんですね。災害時、例えば、電気が消えました。パソコンは使えないです。ですので、メインとして、透明文字盤か口文字というコミュニケーションをとります。そういうこともありますので、「コミュニケーションボード」という表現は、ALS の患者のことを考えると表現が中途半端ですし、透明文字盤と口文字というコミュニケーションのとり方も取り入れていただきたいと思うのですが、事務局、いかがでしょうか？

(事務局)

今の御意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

(委員長)

では、定義について、委員、お願いします。

(委員)

コミュニケーション内容ですが、資料を見て、おかしいことがあるなというふうに思います。私が疑問に思っていることが2点あります。

まず、ここでは「手書き」と書いていらっしゃるんですが、手のひら書きということ載

せていただきたいと思っています。なぜなら、盲ろう者のコミュニケーションとして、手のひらに書くからです。

それからもう一点です。

「盲ろう者向け通訳」という言葉に、私は疑問を持っています。なぜかと言いますと、盲ろう者は一人で外出することはできません。できるでしょうか？困難だと思います。

例えば、会議に参加する場合、通訳だけでなく、移動してトイレに行ったりするときも移動介助が必要になるわけです。「盲ろう者向け」という言葉を省いて、通訳と介助ということ、「通訳および介助」というような形で変えていただきたいと思っています。

(委員長)

はい。事務局、お願いします。

(事務局)

2点おっしゃっていたかと思います。

手のひら書きについて、おそらく「筆談」のことをおっしゃっていただいているかと思いますが、違いますか？

(委員)

盲ろう者には色々なタイプがあります。全く見えない方の場合、筆談は文字で見えるでしょうか？見えませんよね。だから手のひらに文字を書くんです。だから、手のひら書きということを私は言いました。

(事務局)

手のひら書きについては、先ほどの口文字と同様に検討させていただきたいと思えます。

それから、盲ろう者向け通訳・介助者についてですが、この条例については意思疎通に関する条例ということで検討させていただいておりますので、介助者の部分は省いております。同じように必要な方を入れていくということになれば、視覚障害の方であれば、ガイドヘルパーのことも条例の中に盛り込んでいかないといけないということになってまいりますので、あくまでこの条例で盛り込ませていただいているのは、意思疎通あるいは先ほど御指摘いただいた情報の取得に関連するような支援をしていただく方ということで書かせていただいております。

(委員長)

これから検討させていただくということです。委員、よろしいでしょうか？

(委員)

今の説明ではどうも納得できないです。

視覚障害の方はガイドヘルパーがいらっしゃるのによくわかります。

盲ろう者はそれとは違うんですね。県から委託を受けて運営しております。盲ろう者にとって、通訳と介助は一緒のものです。そういう歴史もあります。なので、変えていただきたいと思っています。

(事務局)

通訳者の方と介助者の方が不可分であるということをおっしゃっていただいていたと思っております。そのことについては、総務課の方と協議をさせていただいて、どうい
う表記ができるかを検討してまいりたいと思います。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

定義のところですが、1回目のときには「手話言語の普及」という言葉が入っておりました。「啓発・普及」だけで手話の言語性を保障できると勘違いしているでしょう。手話は言語だということを啓発・普及するだけが目的ではないと思います。ちょっと合わないのではないかという意見を出させていただきました。そのまま省いていただきました。つまり、言語のところは定義から省いたということですね。定義にないということは、手話言語の部分はどうなるのでしょうか？やはり手話言語条例が必要になってくるという意味ですよね。そういう理解をしてよろしいでしょうか？

(委員長)

事務局、お願いします。

(事務局)

確かに、委員のおっしゃるとおり、「手話言語の普及」という定義は削除いたしました。ただし、「意思疎通手段」の定義の中に「手話」も入っておりまして、この意思疎通手段の普及啓発ということについては基本的施策のなかで書かせていただいているところで
す。

県としましては、基本的施策の中で、手話が言語の一つであることも含めて、普及啓
発に努めてまいりたいと思っております。

(委員長)

はい。委員。

(委員)

事務局は、言語そのものについてわかっていただいていないと思います。

言語と意思疎通は別であるという理解をしてもらうよう努力してまいりました。皆さんは音声言語をベースにしていらっしゃると思います。補助的・代替的意思疎通手段で進めて
いらっしやいますけれども、言語そのものである手話は省くことはできません。言語権
として、手話の定義は手話言語条例に持っていくという考え方を持っていたきたい。

ですので、何回も繰り返して言いますが、一体型は無理であるということを繰り返
し
言いたいと思います。

私がずっと言い続けていることを、皆さんは阻んでらっしやいます。情報コミュニケ
ーション条例を成立させなければならないということで進めていらっしゃるわけですし、
手話という言語そのものは別に検討していくという方向で、検討委員会を設けていただ
いて、そこで検討していただきたいということを求めます。

(委員長)

はい。委員、お願いします。

(委員)

PECS がピラミッド社の商標登録がかかっているという事は、私の方でも理解しております。

PECS というものを、皆さん、あまり御存知ないと思いますので、うちの息子が使っているものなんですけれども、ここに彼のコミュニケーションに必要な様々なカードがあり、そのカードをこの文カードに貼り付けて、例えば「お母さん、ポテトチップスをください。」と相手の手のひらに入れるところまでが PECS によるコミュニケーションです。

これを使いこなすようになりますと、iPad でアプリを用いて使用もできます。仕事ですと「今、よろしいでしょうか?」「出来ました」「検品お願いします。」というふうに会社の人に見せられるところまでコミュニケーションがとれるようになってきます。この iPad の PECS になってきますと、このカード自身を本人が無限に作れるようになってきます。

これが PECS というものなのですが、これを使えるようになるには、2日間の講習を受ける必要があります。学ぶ時のマニュアルを監訳されています児童精神科医の門真一郎先生に直接 PECS の表現の仕方について相談しました。門先生は日本での PECS の第一人者です。先生は「絵カードを手渡す形の拡大・代替コミュニケーション」という表現を考えてくださいました。これを採用していただきたいと思っております。

事務局の方にこの表現をお話したときに「拡大」という言葉に質問がありましたので、少し説明させていただきますと、この『絵カードでコミュニケーション』という本からの抜粋になりますけれども、拡大・代替コミュニケーション（略して AAC と言います。）という用語は、表出性コミュニケーションの障害を補うための支援を意味しています。拡大という語は、これらの支援によって、発語を含む既存のコミュニケーション手段によるコミュニケーションの効果を向上させられるということの意味しており、代替という語は、発語に代わるコミュニケーションシステムを一時的あるいは永久的に使用することの意味しています。以上です。

(委員長)

それでは、ここで時間的な都合もございますので、今、定義について話し合いをさせていただきましたが、これから基本理念、責務および役割、基本的施策、見直し規定につきましては、一括でお願いいたします。

特に、見直し規定につきましては、前回も議論ができていませんので、そのところを重点的に、事務局の方、御説明をお願いします。

(委員)

時間が迫っているのに申し訳ございません。先ほどの IT の関係ですが、私たちは盲ろう者は、それぞれパソコンができる人もできない人もいますが、最近、社会の状況も変わってきて、とても不安に思っていることがあります。私はパソコンができますが、パソコンも変わってきました。

ただ、家を出たときに何も情報が入らなくて、とても困ります。外へ出て情報が入る

ような何か機械を開発していただけるように御支援いただけるようよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、事務局お願いします。

○ 事務局から基本理念、責務および役割、基本的施策、見直し規定の説明

(委員長)

時間の都合で一気に説明をいただきましたが、見直し規定については、前回議論ができませんでしたので、まずは見直し規定の方から御意見をいただきたいと思います。

委員、お願いします。

(委員)

二つあります。

まずは一つ目ですが、学校等の設置者の役割について、○の三つ目です。「教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うなど人材の養成等に努める」とあります。これは「努める」ことではないと思います。これは必須です。絶対に必要なことだと思いますので、必須にしてください。ライフステージの大切な時期に専門性を高める教育をするということは非常に大切なことだと理解しておりますので、「努める」なんてのはとんでもないことだと思います。ですから、必須であることについて検討をお願いします。

それから二つ目です。見直し規定のところですが、事務局は一体型に固執していらっしゃるの、私たち、手話言語条例がいつできるのかというところで、ずっと待つてなければいけないのかというふうに思います。これまでもずっと待ち続けていました。

情報コミュニケーション条例を重点的に来年4月にスタートする。そして、障害者施策推進協議会を経て「一体型」になり、現在専門部会で具体的な話し合いをされているのですが、その結果、「二つの内容を一つの条例に盛り込むのは無理があるので、手話の言語性そのものについては、情報コミュニケーション条例から取り除いて、手話言語条例の制定を目指す。「施行後3年」としないで、2023年度中に検討委員会を設け、2024年度制定し施行していただくという方向で検討をお願いしたい。これも障害者施策推進協議会の方へ持って行って検討をしていただきたいと思います。

話が変わりますけれども、8月15日から9月9日まで、障害者権利条約の国連の権利委員会が開催しました。日本政府に対して、この間、勧告が出ました。勧告の中の一つを例に取り上げますが、日本手話を国レベルの公用語として法律で認め、生活のあらゆる場面で、手話へのアクセス、また手話の活用を促進する。そして有能な手話通訳者の養成を促進することということで、日本政府に対して勧告が出ました。つまり、手話言語は手話言語に関する法律を作るべきだというふうに私は理解しています。本当は国が手話言語法を作る。これが本当だと思いますが、逆に滋賀県手話言語条例を作って、次に国が法律を作るというのでいいと思います。そのために、ぜひ滋賀県も努力してほしいと思います。

それから一つ、うれしいニュースがありますのでお知らせします。デフリンピックですが、9月10日に国際ろうあスポーツ協会の総会で、次のデフリンピックは日本で開く

ことが決定しました。2025年です。ちょうど2025年というのは、滋賀県で国スポ障スポ大会が開かれる年です。そういった良い機会にあわせて、手話言語の必要性というの、県民、また国民みんなに理解を広める。同時に、聴こえない子どもたちが誇りを持てるようにぜひ進めていただきたいと思います。

(委員長)

見直し規定については、他の委員から意見はないでしょうか。
はい。委員。

(委員)

3年後の見直しについて、とても待てるような気分ではありません。委員がおっしゃったように、委員のお話はとても大事です。今は、もう少し1年後とかに見直ししていただけるような方針で別立てにさせていただくというようなことを考えています。3年後になると、また大変になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ短い間に制定していただきたいと思います。

(委員長)

3年について、ちょっと長いのではないかという御意見もございます。そのところは、これから検討をお願いしたいと思います。
事務局から何かございましたら。

(事務局)

この専門部会の位置づけを、委員と委員は十分理解していただけていない。我々の説明が不十分で大変申し訳ないんですが、改めて説明をさせていただきたいと思います。

この専門部会は施策推進協議会の下に位置するものです。施策推進協議会では、一体型の条例を作るという結論になり、そのための条例の内容をどうしたらいいかということで、この専門部会を置かせていただいております。

よって、情報コミュニケーション条例を今作っていただいているのではなくて、情報コミュニケーション条例であり、手話言語条例である条例を作っていただいていると理解しておりますので、この条例自身が手話言語条例でもあるんだということを十分理解いただきたいと思います。

委員からいくつか抜いた方がいいという御発言のあった文章がありますが、それを抜くということは、手話言語条例でも必要がないとおっしゃっていると理解ができてしまいますので、その点を十分御理解いただいた上で御意見を賜りたいと思います。

(委員長)

事務局にお話いただきました。それでは、時間になりましたので、他の委員の方々と、ここはどうしても、というところはございませんか。
委員、お願いします。

(委員)

他のところについて、簡単なところをお伝えします。
基本理念のところですが、全部「・・・こと」で終わっていて、しかも、一つ一つの項

目が長いものばかりで、何をこの項目では掲げているのかというものをできれば前に持ってきてほしい。特に、(2)(3)は「・・・こと」「・・・こと」「・・・こと」と書いてあるけれども、これらに共通していることは何を言っているのかということのを両括弧の次に表してほしい。そうしないと意味がわかりません。

そういう意味で、もう少し短くするとか、ここがちょっとわからないということと、先ほど説明があった市町村の話ですが、基本的施策のところ「市町村等と連携し」が連発しているということから考えると、Ⅱに市町村との連携を入れるべきです。どういう連携を図るのか。それがあって、その連携を図りながら、中身として基本的施策のところを書いてあるということになるのだと思います。

そういう意味では、確かに、それぞれの自治の独立性は担保しつつも、連携の大切さをⅡにきちんと明記すべきだと思います。

だから、県の責務、県民の役割なのか、県の責務、市町との連携、県民の役割なのかわかりませんが、少し規定を入れていただきたいと思います。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

お時間にもなりましたので、会議の進行は事務局に替えさせていただきたいと思えます。

(3)その他

○ 事務局からタウンミーティングの概要を説明

(4)閉会

以上